

(参考)

尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業の概要等

1 計画概要

(1) 事業概要

本事業は、尾張北部地域の2市2町（犬山市、江南市、大口町及び扶桑町）のごみ処理を1施設に集約した新たなごみ処理施設の整備を行うものである。

なお、本事業は都市計画法の手續を伴う事業であることから、都市計画決定権者である江南市が環境影響評価の手續を行う。

(2) 都市計画決定権者

江南市

(3) 事業実施区域の位置

なかはんにや
江南市中般若町北浦地内

(4) 事業規模

処理能力 197t／日

2 手續根拠法令

愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）

3 経緯

平成30年	6月	5日	計画段階環境配慮書の案の公告・縦覧（～7月5日）
	8月	16日	計画段階環境配慮書の県への送付
	10月	4日	愛知県環境影響評価審査会への諮問
	10月	18日	愛知県環境影響評価審査会尾張北部ごみ処理施設部会（第1回）
	11月	1日	愛知県環境影響評価審査会からの答申
	11月	13日	計画段階環境配慮書に対する知事意見の通知

4 今後の対応

都市計画決定権者（江南市）は、知事意見等を踏まえ、環境影響評価方法書を作成し、その内容に従って事業を行うこととなります。